

# 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

一般社団法人つくろお日さまの杜  
福祉事業所みんなの家

## 1. 基本的な考え方・目的

基礎疾患がある方は感染症等によりその重症化リスクが高い。そのため、事業所は、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から感染症等の予防・まん延防止の対策を実施する。また感染症等の発生時には迅速で適切な対応に努める。当法人における感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方を理解し、法人全体で取り組むため本指針を作成する。

## 2. 体制

- (1) 感染症対策委員会の設置  
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために、担当者を決め、感染症対策委員会を設置し法人全体で取り組む。
- (2) 感染症対策委員会の開催  
委員会は、年に1回以上開催する。また必要に応じ適時開催する。
- (3) 感染症対策委員会の主な役割
  - ① 感染症対策マニュアルの作成、見直し
  - ② 感染症等の防止対策に関する資料の収集と職員及び委託業者等への周知
  - ③ 研修・訓練の企画、実施
  - ④ 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価
  - ⑤ 前項の評価による改善策の立案、周知

## 3. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の対策

- (1) 手洗い、手指消毒、うがいの励行
- (2) 個人防護具(手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等)の使用
- (3) 事業所内の衛生管理、清潔の保持のため、定期的な整理整頓、清掃、消毒の実施
- (4) 感染性廃棄物等を扱う場面には細心の注意を払い、適切な方法で対処する
- (5) 外来者に衛生管理の周知徹底を図りまん延防止を図る

#### 4. 感染症等の発生時の対応

- (1) 利用者の健康管理上、感染症を疑う場合は速やかに事業所管理責任者に報告する。そして事業所管理責任者は、直ちに法人本部に報告の上、事業所内において必要な指示を行う。
- (2) 事業所管理責任者は、感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じた時は、事業所内において速やかな対応を行う。また利用者の状態に応じ、主治医等との連携を図るなど適切な措置を講ずる。
- (3) 感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、利用者の状況や、それぞれに講じた措置等の記録を行う。
- (4) 事業所管理責任者は、所轄庁及び保健所に必要事項を報告するとともに、指示を求める等の措置を講ずる。
- (5) 日頃から感染症等の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては休職及び面会制限等の措置を講ずる。

#### 5. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- (1) 各事業所において、感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。
- (2) マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。
- (3) 「介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省)」を踏まえ、感染対策に常に努める。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)
- (4) 「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル(厚生労働省)」を踏まえ、感染対策に常に努める。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

#### 6. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

職員に対し感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修の実施
- (2) 新任者に対する感染症対策研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

#### 7. 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に掲示するとともに自法人のホームページに公表する。

## 附 則

1. このマニュアルは、2023(令和 5)年 10 月 1 日から施行する。